

## 補助対象事業の詳細（令和4年度）

令和5年度では、補助内容を変更する  
可能性があります。

## 1 商店街等環境整備事業

## (1) 施設設置・改修事業

- ア 補助対象団体  
商店会、小売市場
- イ 補助対象事業
- ・ アーケード、カラー舗装、LED電球、統一看板、放送設備、案内板、消防用機械器具、防犯カメラ、AED等の設置・改修
  - ・ 街路灯の設置及び改修
- ウ 補助金の額
- a 国庫補助を受けずに実施する場合
- ・ 補助率 3分の1以内
  - ・ 補助限度額 2,000千円
- b 国庫補助を受けて実施する場合
- ・ 補助率 9分の1以内
  - ・ 補助限度額 2,000千円
- エ 補助対象経費  
上記イのために必要と認められる経費

## (2) 空き店舗対策事業

- ア 補助対象団体  
商店会
- イ 補助対象事業  
商店街等の空き店舗を活用して行う、商店街の活性化に寄与する施設（チャレンジショップ、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設、地域農産品等のアンテナショップ等）を設置・運営する事業
- ウ 補助金の額
- a 国庫補助を受けずに実施する場合
- ・ 補助率 3分の1以内
  - ・ 補助限度額 5,000千円
- b 国庫補助を受けて実施する場合
- ・ 補助率 9分の1以内
  - ・ 補助限度額 5,000千円
- エ 補助対象経費  
店舗改修工事費、設備費（ただし、移動可能な備品類は除く。）、  
店舗賃借料（1箇月200千円以内かつ6箇月を上限とする。）

### (3) 街路灯撤去事業

#### ア 補助対象団体

商店会

#### イ 補助対象事業

共同施設である街路灯の撤去事業

#### ウ 補助金の額

##### a 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補助率 3分の1以内
- ・ 補助限度額 2,000千円

##### b 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 2,000千円

#### エ 補助対象経費

街路灯撤去費

(以下の要件を全て満たす街路灯を対象とする。ただし、安全上の理由等から市長が認めた場合はこの限りではない。)

- ・ 設置や改修後、毎年4月1日時点で(耐用年数である)10年を経過していること。
- ・ 撤去後の照度確保の方法や撤去・新設に関するスケジュール等を含め、道路管理者である建設局(土木事務所)との合意がされていること。(本申請までに)
- ・ 撤去について商店街組織として合意されていること。(本申請までに)

## 2 商店街等キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業

#### ア 補助対象団体

商店会、中小商業団体等、及びこれらの連合体、並びに地域商業ビジョン推進団体

#### イ 補助対象事業 別添事例参照

- ・ キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業
- ・ 事業のデジタル化・オンライン化
- ・ 専門家による研修事業
- ・ 消費者向けの普及・周知・PR事業

#### ウ 補助金の額

- ・ 補助率 2分の1以内
- ・ 補助限度額 1,000千円

#### エ 補助対象経費

- ・ デジタル機器等の購入費
- ・ 広報費
- ・ 委託費
- ・ システム利用料
- ・ 各種手数料
- ・ 会場使用料
- ・ リース・レンタル費
- ・ 講師謝金
- ・ 人件費
- ・ 事業実施に必要な消耗品購入費 等